

資源集団回収ストックヤード設置等補助金交付までの流れ

1 市生活環境協議会事務局（市環境課）に補助金交付の相談〔申請者→市環境課〕

10㎡以上のストックヤードを設置する場合は建築確認申請が必要な場合があるので補助金交付申請の前に必要な手続きを行うこと。

2 補助金交付の申請〔申請者→市環境課〕

【提出書類】

- 補助金交付申請書（様式第1号） 事業計画書（様式第2号）
- 収支予算書（様式第3号）
- 対象事業に要する経費の見積書の写し
- ストックヤード設置の場合、設置場所の位置図及び現況写真
- 既設ストックヤードの改造等の場合、当該ストックヤードの現況写真
- 新設又は増設の場合、公図の写しのほか、土地所有者の承諾書又は土地等の占用許可証の写し
- 補助金振込先口座通帳の写し（口座番号を確認できるもの）
- その他会長が必要と認める書類

3 補助金交付決定通知書を送付〔市環境課→申請者〕

補助金交付決定通知書（様式第4号）

4 事業の着手〔申請者〕

交付決定通知を受けた後に設置等の着手

5 補助金交付の請求〔申請者→市環境課〕

【提出書類】

- 補助金交付請求書（様式第5号） 事業実績書（様式第2号）
- 収支精算書（様式第3号） 完成写真
- 領収書 その他会長が必要と認める書類

6 事業実績の審査〔市環境課〕

7 補助金の支払い（申請者の指定口座）〔市環境課→申請者〕